

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	御坊市重度心身障害者等医療費支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御坊市は、御坊市重度心身障害者等医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

和歌山県御坊市長

公表日

令和3年11月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	御坊市重度心身障害者等医療費支給に関する事務			
②事務の概要	御坊市重度心身障害者等医療費の支給に関する条例に基づき、本市に住所を有する対象者に対し、医療費の一部を支給している。ただし、所得による受給の資格制限がある。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①資格認定申請書の受付、認定、受給者証の発行。 ②医療費支給の受付、審査、支給処理。			
③システムの名称	福祉医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
受給者台帳情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第2項 御坊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条(個人番号の利用範囲)第1項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]			
	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	市民福祉部健康福祉課			
②所属長の役職名	市民福祉部健康福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	御坊市役所 総務部総務課庶務係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-22-4111			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	御坊市役所 市民福祉部健康福祉課障害福祉係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-23-5645			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月13日	3. 個人番号利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年法律第27号)第9条(利用範囲)第2項及び 同項に基づき市が定める条例(予定)	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年法律第27号)第9条(利用範囲)第2項 御坊市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例 (平成27年条例第37号)第4条(個人番号の利 用範囲)第1項	事後	
平成28年10月13日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第14号(特定個人情報保護委員 会規則)	番号法第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第14号に 基づき同条第7号に準ずるものとして定める特 定個人情報の提供に関する規則(平成27年特 定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	事後	
平成28年10月13日	5. 評価実施機関における担 当部署	②所属長:市民福祉部健康福祉課長 田中 孝 典	②所属長:市民福祉部健康福祉課長 栄土 新 吾	事後	
平成31年3月15日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第14号に 基づき同条第7号に準ずるものとして定める特 定個人情報の提供に関する規則(平成27年特 定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	②法令上の根拠 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づき特定個人情報の提供に関する規則(平成 28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	事後	
平成31年3月15日	IVリスク分析	-	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追 加
令和1年11月15日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	市民福祉部健康福祉課長 栄土 新吾	市民福祉部健康福祉課長	事後	
令和3年11月17日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づき特定個人情報の提供に関する規則(平成 28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	番号法第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第9号に 基づき特定個人情報の提供に関する規則(平成 28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	事後	令和3年9月1日に施行された 番号利用法の改正による修正